

安曇野赤十字病院奨学金返還補助制度規程(既卒者)

(目的)

第1条 この規定は、安曇野赤十字病院の薬剤師において、薬剤師の大学在籍期間中の公的貸与型奨学金を受けた者に、奨学金返還の一部補助を行い、薬剤師の確保を目的とする。

(支給対象)

第2条 本奨学金返還補助は、安曇野赤十字病院へ入職した既卒薬剤師で、大学在籍期間中に「独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)等」の公的機関の貸与型奨学金の返還義務のある者を対象とする。

(奨学金返還補助者の人数)

第3条 奨学金返還補助者は、毎年若干名とする。

(奨学金返還補助期間)

第4条 奨学金返還の補助期間は、6年間とする。

(奨学金の返還補助額等)

第5条 奨学金補助の額は、月額25,000円を上限とし、毎月支給するものとする。

【支給例1】奨学金借入額 5,000,000円

5,000,000円÷6年÷12ヶ月÷2=月額 25,000円(上限)

【支給例2】奨学金借入額 3,600,000円

3,600,000円÷6年÷12ヶ月÷2=月額 25,000円(上限)

【支給例3】奨学金借入額 2,500,000円

2,500,000円÷6年÷12ヶ月÷2=月額 17,000円(1,000円未満切捨て)

支給期間中に退職した場合、その時点で返還補助を終了とするが返還義務はないものとする。

(返還補助申請)

第6条 奨学金返還補助を受けようとする者は、当院の採用試験応募に併せて、下記の書類を提出する。

(1) 奨学金返還補助申請書(様式1)1部

(2) 奨学金の借入総額と返還額が分かる書類(奨学金受給証明書等)

(奨学金返還補助の決定)

第7条 院長は、前条の申請に基づき、審査の上、奨学金補助者及び奨学金返還補助金額を決定し通知する。

(支給方法)

第8条 奨学金返還補助者の給与支給口座へ毎月10日に支給する。

(附則)

この規程は、令和元年9月1日から施行する。